労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山形県最低賃金（昭和55年山形労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月17日

山形労働局長　森田　啓司

第４号中「１時間665円」を「１時間680円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月17日

和歌山労働局長　楪葉　伸一

第４号中「１時間701円」を「１時間715円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

近畿地方交通審議会は、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）及び神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650―0042兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　神戸運輸監理部の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

平成26年９月17日

近畿地方交通審議会会長　尾崎　　裕

統　計

平成26年７月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	7　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	－12,871	－7,677	－11,259
（対前年同月比）	（　14.3）	（　236.9）	（　59.6）
貿易収支	－8,281	－5,371	－7,902
（対前年同月比）	（　4.8）	（　―）	（　205.8）
輸出	62,474	61,153	57,837
（対前年同月比）	（　8.0）	（　4.4）	（　12.3）
輸入	70,755	66,524	65,739
（対前年同月比）	（　7.6）	（　13.9）	（　21.5）
サービス収支	－4,590	－2,306	－3,356
（対前年同月比）	（　36.8）	（　－5.6）	（　－24.9）
第一次所得収支	18,531	4,182	18,028
（対前年同月比）	（　2.8）	（　－37.7）	（　28.9）
第二次所得収支	－1,493	－495	－765
（対前年同月比）	（　95.2）	（　－24.9）	（　－0.1）
経常収支	4,167	－3,991	6,004
（対前年同月比）	（　－30.6）	（　―）	（　－2.7）
資本移転等収支	－496	－151	－718
直接投資	8,628	4,376	36,433
証券投資	－22,721	51,900	－74
金融派生商品	1,972	3,202	939
その他投資	15,732	－47,008	－28,227
外貨準備	852	－1,641	8,542
金融収支	4,463	10,829	17,613
誤差脱漏	792	14,971	12,326

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

証　票　無　効

１　審査官指定証

平成26年（査）第６号事件　審査官指定日平成26年６月17日　審査官　西野　敏勝　名義分

平成26年６月25日　亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成26年９月17日　公正取引委員会

証　票　無　効

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書

平成26年７月１日発行

第26―108号　金融庁　内閣府事務官

山田　弘幸　名義分

平成26年９月３日紛失

上記のとおり証票紛失の届出があったので、紛失の日以降無効とする。

平成26年９月17日　金　融　庁